

課長調整会議要綱

(設置)

第1条 2以上の課等に関わり総合的に調整を図る必要がある事案について協議するため、庁中組織として課長調整会議（以下「会議」という。）を設ける。

(構成)

第2条 会議は、経営企画部企画調整課長（以下「企画調整課長」という。）及び案件に関係のある課長等をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、必要の都度企画調整課長が招集する。

2 会議の議事は、企画調整課長が行う。

3 会議に提出される議題の説明は、関係課長等が行う。

4 会議に提出する資料は、関係課長等が作成し、企画調整課長へ提出する。

(事前協議)

第4条 会議の構成員は、会議に提出する必要があると認める議題があるときは、あらかじめ企画調整課長にその件名及び要点を通知しなければならない。

2 企画調整課長は、前項の規定により通知があったときは、遅滞なく会議の招集手続きをしなければならない。

(結果報告)

第5条 企画調整課長は、調整結果のとりまとめを行い、関係課長等に報告するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、経営企画部企画調整課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は企画調整課長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。